

## 茨城県において分離されたA型インフルエンザウイルスの検査結果について

6月26日に茨城県において確認された高病原性鳥インフルエンザ(弱毒タイプ)の発生に関し、発生農場の周辺で抗体陽性が確認された5農場について、茨城県の家畜保健衛生所で検査を行っていたところ、6月30日に1農場の検体からA型インフルエンザウイルスを疑うウイルスが分離された。

同日、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所において、ウイルスの検査を開始し、本日、分離されたウイルスは、H5N2亜型のA型インフルエンザウイルスであることが確認された。

なお、この他の農場については、引き続きウイルス分離検査を継続中である。

## 【報道機関へのお願い】

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いします。

今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱する事がないよう、ご協力をお願いします。

現在とられている防疫措置はいずれも鶏への本病のまん延を防ぐためのものです。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

国内で鳥インフルエンザが発生したからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。

## 【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局衛生管理課

TEL : 03-3502-8111(代表)

担当:小倉(内線3202)、石川(内線3223)

03-3502-8206(直通)、03-3502-8292(直通)